

チェックリスト作成業務委託に関するQ&A

■ 契約に関すること

No.	ご質問	回答	回答日
1	契約は法人単位ですればよいのか。事業所単位ですればよいのか。	指定居宅介護支援事業所については、どちらかという指定はございません。ただし、法人単位のほうが契約数が減少するため、契約に係る事務負担の軽減が見込まれます。なお、支払い先は法人としての一か所の口座に集約されます。地域包括支援センターについては、事業所単位で個別契約をお願いします。	2023.4.25 (2023.6.1更新)
2	対象者がいない場合、契約しなくてもよいのか。	契約する必要はありません。対象者が新規で出た場合、契約いただきますようお願いいたします。	2023.4.25
3	契約して対象者がいない場合は、どうすればよいのか。	対象者が新規で出た場合、委託業務を実施してください。	2023.4.25
4	集合契約を選択する場合、事業所としてのメリットは。	委任状の提出で契約事務が完了するため、契約に係る事務負担の軽減が見込まれます。なお、地域包括支援センターについては、事業所単位で個別契約をお願いします。	2023.4.25 (2023.6.1更新)
5	契約期間は、自動更新なのか。	令和5年度末(令和6年度3月31日)までです。自動更新はありません。	2023.4.25
6	茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会の会員でなくなった場合、集合契約を希望すればできるか。	委任状を受理できないため、契約できません。	2023.4.25
7	委託を受託するかどうかの締切はいつか。	委託を受託いただく期限は設けておりませんが、5月下旬以降に契約が締結できるよう準備を進めております。なお、いずれの時期に契約を締結しても、契約期間は令和6年3月末までとなります。	2023.5.12
8	委託を受託しない場合の不利益はあるか。	受託しない場合の不利益はありませんが、避難行動要支援者のより実効性のある避難支援を実現するための取組であることをご理解いただき、可能な限り受託していただきたいと考えております。	2023.5.12
9	令和6年3月末までの契約期間となっているが、対象者すべてについてチェックリストを作成できない場合、どうなるのか。	契約期間中は、可能な限りチェックリストの作成を進めていただきたいと考えておりますが、対象者すべてについてチェックリストを作成することを委託の条件としておりません。契約期間において、可能な限り進めていただければと思います。	2023.5.12
10	対象者を訪問し、チェックリストの作成を進めようとしたが、本人等がチェックリスト作成に同意しなかった場合、委託料は発生するか。	委託料は、チェックリストの所定の欄に必要事項が記入されているもの(チェックリスト(裏面)の「情報提供等に係る同意」を含む)1件あたりについてお支払いします。このため、上記を満たさない場合は、委託料はお支払いできません。	2023.5.12
11	介護度に変更があり、再度チェックリストを作成した場合、委託料は発生するか。	介護度に変更があった方については、既にチェックリストを作成したことがあるかに関わらず、再度チェックリストを作成していただければ、委託料をお支払いいたします。	2023.5.12
12	委託料として想定されているチェックリストの作成1件あたり1,000円という金額の根拠を教えてください。	委託料の想定にあたり、介護保険制度の住宅改修費支給申請にかかる「改修が必要な理由書」の作成費を参考にしています。住宅改修費支給申請では、訪問調査を実施して利用者の心身の状況や介護状況、住宅の改修箇所を確認したうえで「改修が必要な理由書」を作成し、関連する申請書類を整えて市に提出するという内容で1件あたり2,000円としており、モデル事業はこれを参考に2,000円という委託料で実施しました。モデル事業の委託内容は、チェックリストと避難行動シート(今回の委託内容には含みません)の作成でしたが、所要時間は2つ合わせて40分～70分で、そのうちチェックリストの作成に要した時間は5分～20分でした。その後、モデル事業の実施結果を踏まえ、関係者にヒアリング等を行った結果、チェックリスト作成にかかる委託料として1件あたり1,000円という金額を想定したものです。	2023.5.19
13	契約方法について、より詳しく教えてください。	6月1日(木)に避難行動要支援者チェックリスト作成業務委託契約事務マニュアルを更新しましたので、ご確認ください。	2023.6.1

■ チェックリスト作成業務委託の対象者に関すること

No.	ご質問	回答	回答日
1	チェックリスト作成業務を実施する対象者の範囲を教えてください。	<p>チェックリスト作成業務の対象者についてまとめましたので、別紙1「名簿登載者とチェックリスト作成業務の対象者」をご確認ください。</p> <p>対象者は、介護保険制度において要支援以上の認定を受けている方で、各事業所で作成したケアプランに沿って介護サービスを利用している方となります(契約締結後、新規で対象となる方も含みます)。</p> <p>(追加) 別紙1を更新し、地域包括支援センターが可能な範囲でチェックリストを作成する対象を追記しました。</p>	2023.5.12 (2023.6.13更新)
2	避難行動要支援者名簿登載者とチェックリスト作成業務の対象者の関係性について教えてください。	<p>チェックリスト作成業務の対象者についてまとめましたので、別紙1「名簿登載者とチェックリスト作成業務の対象者」をご確認ください。</p> <p>チェックリスト作成業務の対象者は、避難行動要支援者名簿登載の同意状況に関わらず、介護保険制度において要支援以上の認定を受けている方で各事業所で作成したケアプランに沿って介護サービスを利用している方となります。</p> <p>(追加) 別紙1を更新し、地域包括支援センターが可能な範囲でチェックリストを作成する対象を追記しました。</p>	2023.5.12 (2023.6.13更新)
3	介護度が変わった方(例:支援認定から介護認定)について、チェックリスト作成の実施有無や実施主体について教えてください。	<p>介護度が変わった方(認定区分に変更があった方。ただし、変更後に非該当(自立)となった方を除きます)については、既にチェックリストを作成しているかに関わらず、チェックリストを作成する対象となります。</p> <p>この場合、チェックリストの作成は、変更後の介護度に基づきケアプラン作成を担当する事業所において行ってください。</p>	2023.5.12

■ チェックリスト作成業務委託の内容に関すること

No.	ご質問	回答	回答日
1	避難行動要支援者同意確認書は、提出済みの場合でも同意等を確認する必要があるのか。	<p>本業務では、①不同意者・未確認者は、制度の理解が深まることで同意者に移行する可能性が高まること、②同意者には改めて制度理解の促進が図れること、③同意者の名簿情報を現時点の状態に合わせて更新することができることに期待して、同意等を確認いただく手順を設けています。</p> <p>そのため、避難行動要支援者同意確認書を直近で御提出いただいたり、同意の意思がはっきりとしており前回提出時から記載内容に変更がなかったりする場合等は、本人の意向に従って、必ずしも作成いただく必要はございません。</p>	2023.7.14

■ 避難行動要支援者支援制度に関すること

No.	ご質問	回答	回答日
1	避難行動要支援者支援制度について、分かりやすく説明してほしい。	<p>4月25日に実施した「避難行動要支援者支援制度の取組に係る説明会」にて、制度に係る説明をさせていただきました。</p> <p>その際に、録画した動画をYouTubeにアップロードしておりますので、ご覧ください。</p> <p>【URL】 https://www.youtube.com/watch?v=itE6n4pQ4ck</p> <p>必要に応じてチェックリスト作成業務を進める際にもご活用ください。</p>	2023.5.12

■ チェックリストに関すること

No.	ご質問	回答	回答日
1	チェックリスト作成業務に係る一件あたりの所要時間の想定を教えてください。 また、モデル事業での1件あたりの所要時間についても教えてください。	<p>チェックリスト作成業務に係る訪問当日の所要時間は、ご本人等の理解度や作成者の熟度等によって異なると考えておりますが、30分～1時間程度を想定しております。</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者制度の説明から同意確認:10分～20分 ・災害リスクと避難場所の確認:5分～10分 ・チェックリストの作成:10分～20分 ・自宅における安全対策:5分 <p>なお、令和3年度に中島自治会区域内で実施したモデル事業では、形式や内容が全く同一ではありませんが、次のとおりでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者制度の説明から同意確認 5分～10分 <p>※一部オンライン形式であったため書面の記入は省略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェックリストの作成 5分～20分 ・避難行動シートの作成:30分～40分 <p>※災害リスクや避難場所の確認を含む</p>	2023.5.12
2	チェックシート作成の際に、間に対する選択がご本人等とケアマネジャーで食い違う場合はどのように対処すべきか。	チェックリストはご本人等の署名をもって完成(委託料を支払う対象となる)となるため、作成者の客観的な意見をお伝えいただいたうえで、最終的にご本人等の意思を尊重した選択としていただいで構いません。	2023.5.12
3	火災や津波など災害リスクに応じて避難場所は変わるが、最も近くの避難所までの移動だけでチェックリストをかけるべきなのか。	<p>おっしゃるとおりです。</p> <p>チェックリストの間1では、最も近い、もしくは避難しやすい避難所(公立小中学校)までの移動について、ご本人の「身体能力」を踏まえて選択してください。また、避難所への移動に際し、特に配慮を要する事項がある場合は、チェックリスト(裏面)の自由記入欄に記入をお願いします。</p> <p>なお、災害リスク毎の適切な避難先については、本業務の別手順でご本人等と確認いただく機会を設けております。</p>	2023.5.12
4	チェックリストの作成は手書きでもパソコン入力でもどちらでも可能か。	どちらでも可能です。	2023.5.12
5	チェックリストの書き方(作成方法)について不明な点がある場合はどのように対処すべきか。	<p>チェックリストの作成方法については、記入例やマニュアル等でお示しする予定です。ご確認いただいたうえで不明な点がある場合は、問い合わせフォームよりお問合せください。</p> <p>(追加)</p> <p>5月24日(水)に避難行動要支援者チェックリスト作成業務委託手順書及び関係資料を市ホームページで公表しましたので、ご確認ください。</p>	2023.5.12 (2023.6.1更新)
6	月次報告書はどのような書式か。	<p>月次報告書の様式を市ホームページで公表しましたので、ご確認ください。</p> <p>なお、月次報告書は、作成したチェックリストを月ごとに集計するための書式です。作成したチェックリストと一緒に市にご提出ください。</p>	2023.6.2
7	チェックシート作成後に対象者からチェックリストのコピーが欲しいと言われたら渡して良いか。	チェックリストは本人の同意を得て作成するものなので、コピーを対象者にお渡しして差し支えありません。	2023.6.7

■ 避難支援に関すること

No.	ご質問	回答	回答日
1	避難支援体制の確保について、移動先までの支援は、家族等がない場合、ケアマネジャーが支援するのか。 訪問看護等のサービスを利用している場合は、訪問介護事業所等に依頼してもよいのか。	現時点でケアマネジャーが支援するなど、一律で決まっていることはございません。訪問介護事業所等については、今後、具体的な避難支援の方法を検討する中で、ご協力いただくことは考えられます。	2023.4.25

■ その他

No.	ご質問	回答	回答日
1	<p>どのような手順で業務を進めるかについて、より具体的な内容を知りたい。</p>	<p>委託業務を進めていただくための手順については、別途マニュアル等にて詳細をお示しする予定です。準備が整い次第、ご案内させていただきますので、今しばらくお待ちください。</p> <p>(追加) 5月24日(水)に避難行動要支援者チェックリスト作成業務委託手順書及び関係資料を市ホームページで公表しましたので、ご確認ください。</p>	<p>2023.5.12 (2023.6.1更新)</p>
2	<p>防災に関する質問(非常時の持ち物や日頃からの備蓄など)が多岐にわたって出た場合は、どのように対応すればよいか。</p>	<p>防災に関する質問で回答が難しい場合は、無理にお答えいただく必要はありません。委託業務の一環として、本人等に回答が必要となる場合は、高齢福祉課(81-7162)にご相談ください。</p> <p>委託業務に直接的に関わりのない防災対策全般についての問い合わせは、ご本人等より直接、防災対策課(81-7127)に問い合わせいただくようご案内ください。</p>	<p>2023.5.12</p>
3	<p>対象者が亡くなった場合や施設入所した場合に対象者でなくなったことを報告する必要があるか。</p>	<p>市へご報告いただく必要はありません。</p> <p>なお、対象者であった際に作成したチェックリストがある場合は、委託料をお支払いする対象となりますので、書類を提出いただくようお願いいたします。</p>	<p>2023.5.12</p>